

## 平成21年度横浜市埋立事業会計予算

(総 則)

第1条 平成21年度横浜市埋立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) みなとみらい21埋立事業

ア 付帯工事等一式

(2) 南本牧埋立事業

ア 中仕切護岸工事一式

イ 埋立土量 2,690,000m<sup>3</sup>

ウ 付帯工事等一式

(3) 金沢木材港埋立事業

ア 付帯工事等一式

(4) 新山下町貯木場埋立事業

ア 付帯工事等一式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 完成土地収益		10,205,575千円
第1項 営業収益		3,343,470千円
第2項 営業外収益		6,862,105千円
支 出		
第1款 完成土地費用		7,110,616千円

第1項 営業費用	2,668,361 千円
第2項 営業外費用	4,422,255 千円
第3項 予備費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 12,176,494 千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	25,415,435 千円
第1項 みなとみらい21埋立事業収入	4,000,674 千円
第2項 南本牧埋立事業収入	21,414,761 千円

支 出

第1款 資本的支出	37,591,929 千円
第1項 埋立事業費	8,104,255 千円
第2項 企業債償還金	29,467,674 千円
第3項 予備費	20,000 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- (1) 起債の目的 南本牧臨海部土地造成事業費にあてるため。
- (2) 限度額 8,880,000 千円
- (3) 起債の方法
  - ア 市債証券の発行または普通貸借の方法による。
  - イ 起債の時期は平成21事業年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起

債することができる。

(4) 利 率 年 5.0%以内。

(5) 償還の方法 ア 起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。

イ 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、12,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

(重要な資産の処分)

第8条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

	種類	名 称	数 量	処分の 態 様
(1) 処分する資産	ア 土地	みなとみらい21 埋 立 地	82,000m <sup>2</sup>	売 却
	イ 同上	南本牧埋立地	50,000m <sup>2</sup>	同 上
	ウ 同上	金 沢 木 材 港 埋 立 地	47,000m <sup>2</sup>	同 上
	エ 同上	新山下町貯木場 埋 立 地	48,000m <sup>2</sup>	同 上

平成21年2月17日提出

横 浜 市 長 中 田 宏